

☞ 相続の放棄をした場合のデメリット

Q：相続の放棄をすると、相続税法の取扱いにおいて不利になる規定があると聞きました。相続の放棄をした場合のデメリットを教えてください。

A：次のようなデメリットがあります。

(1) 相続税額の2割加算

被相続人の孫である代襲相続人が、相続の放棄をすると、相続税額の2割加算の規定が適用されます。

(2) 生命保険金等及び退職手当金等に対する非課税規定の不適用

被相続人の死亡によって相続人が取得した生命保険金等及び退職手当金等については、その合計額のうち的一定額までの金額につき、相続税は課税されないことになっていますが、相続の放棄をすると、この規定は適用されず、放棄者の取得した金額が、まるまる課税価格に算入されます。

(3) 債務控除の不適用

相続の放棄をした者、相続欠格者、相続から廃除された者は、債務控除ができません。ただし、現実に負担した葬式費用に限って遺贈を受けた財産から債務控除しても差し支えないものとして取り扱われています。

(4) 相次相続控除の規定の不適用

この規定も、相続の放棄をした者、相続欠格者、相続から廃除された者には、適用されないことになっています。

(5) 立木評価の特例の不適用

